

宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害 及び落書きの防止並びに公共の場所における 喫煙のマナーの向上に関する条例

ポイ捨て禁止



空き缶やたばこの吸い殻などのごみは
持ち帰るか回収容器に入れましょう

違反者には
2万円以下の過料が科せられます

ふんの放置禁止



犬や猫などの飼い主は、ふんをそのまま放
置せず、袋などに入れて持ち帰りましょう

違反者には
2万円以下の過料が科せられます

落書きの禁止



建物などへの落書きはやめましょう

公共の場所における 喫煙の制限



歩きたばこなどはやめましょう
灰皿のない場所での喫煙はやめましょう

ポイ捨て・ふん害のない
ぶちきれいなまちへ



【問い合わせ】
宇部市 環境政策課 環境保全対策係
0836-34-8249



Q & A

Q なぜこの条例をつかったの？

今までは「宇部市環境保全条例」で、廃棄物投棄の禁止を定めて
A いましたが、ポイ捨ての苦情が多く寄せられていたため、新たに
条例をつくりました。



Q ポイ捨ての対象となるのは？

空き缶、空きびんその他の飲食物等の収納容器、たばこの吸い殻、
A チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、紙くすその他これら
に類する全てのものをいいます。

Q 犬のふんのみが対象？

A 飼い犬、飼い猫のほか飼養されている動物をさします。
ふんは袋などに入れて、持ち帰りましょう。



Q どんな落書きが禁止されているの？

A 公共の場所又は他人の所有地等に存する建物その他工作物にペイン
ト等により、文字、図形又は模様をみだりに書くことをさします。

Q 喫煙の制限って何？

歩行中や自転車走行中の喫煙は禁止されています。

A 公共の場所で喫煙をするときは、灰皿等が設置されている場所や携帯
灰皿などを利用しましょう。



Q 違反するとどうなるの？

A 空き缶等のポイ捨てやふんの放置をした者には、2万円以下の過料
が科せられます。

Q 誰が取り締まるの？

A ポイ捨て等を行った現場を市職員が確認することになっています。



Q 条例を制定しても、あまり効果が期待できないのでは？

A 良好な生活環境の実現にむけて、市民や事業所と市が力を合わせて
取り組んでいく必要があります。ご協力をお願いします。